

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・長崎県美術館の指定管理者の指定
- ・公有水面埋立ての竣功認可
- ・保安林の指定
- ・道路の供用開始（2件）
- ・分区の指定

所管課（室）名

文 化 振 興 課
漁 港 漁 場 課
林 政 課
道 路 維 持 課
港 湾 課

◎ 公 告

- ・測量の実施
- ・測量の終了
- ・土地区画整理審議会委員の候補者
- ・土地区画整理審議会委員の無投票
- ・落札者等（3件）

建 設 企 画 課
//
都 市 政 策 課
//
物 品 管 理 室

◎ 教育委員会告示

- ・博物館の登録

学 芸 文 化 課

◎ 公安委員会告示

- ・技能審査員及び教習指導員審査の実施

運 転 免 許 管 理 課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・令和8年2月8日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の一部訂正

選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室

告 示

長崎県告示第580号

長崎県美術館条例（平成15年長崎県条例第61号）第3条の規定により、長崎県美術館の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県美術館	長崎市出島町2番1号 公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団 理事長 嶋崎 真英	令和9年4月1日から 令和15年3月31日まで

長崎県告示第581号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和 8 年10月23日

長崎県知事 平田 研

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和 8 年10月23日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 長崎県
所 在 地 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
代表者氏名 長崎県知事 平田 研
代表者住所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 平戸市度島町字破戸1689番18及び1689番18に隣接する無番地の地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 252.81平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
令和 6 年12月27日付け長崎県指令 6 漁港許第 1 号
- 6 閲覧場所
長崎県平戸市岩の上町1508番地 3 平戸市役所

長崎県告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 8 年10月23日

長崎県知事 平田 研

- 1 保安林の所在場所
東彼杵郡川棚町石木郷字上石木584の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年10月23日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般国道 384号	五島市富江町富江字新町197番1地先から 五島市富江町富江字新町182番1地先まで	令和8年10月23日
--------------	--	------------

長崎県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町富江字新町183番33地先から 五島市富江町富江字新町183番27地先まで	令和8年10月23日

長崎県告示第585号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく調川港臨港地区内に次の1のとおり分区の指定を変更する。

なお、その関係図書は、次の2の縦覧場所に備えおいて、縦覧に供する。

令和8年10月23日

調川港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 平田 研

1 分区の指定

- (1) 修景厚生港区の指定を変更する箇所
長崎県松浦市調川町の一部
(別紙図面は省略)

2 縦覧場所

- (1) 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県土木部港湾課
(2) 長崎県平戸市田平町山内免808番地
長崎県県北振興局田平土木維持管理事務所
(3) 長崎県松浦市志佐町里免365
松浦市役所

公 告**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、諫早市長から公共測量（デジタル空中写真撮影、写真地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市全域	令和8年9月11日から 令和9年3月12日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市奈留町田岸	令和8年9月1日

土地区画整理審議会委員の候補者（公告）

長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は次のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）の規定により公告する。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

1 宅地所有者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
中 村 一 宇	西彼杵郡長与町本川内郷2459番地1
柿 田 和 男	西彼杵郡長与町高田郷6番地2
坪 田 伸 生	西彼杵郡長与町高田郷2098番地19
山 崎 英 雄	西彼杵郡長与町高田郷202番地11
森 内 直 樹	西彼杵郡長与町高田郷1番地
永 山 京 子	長崎市岩川町4番4号
森 泰 三	西彼杵郡長与町高田郷2144番地

2 借地権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
道ノ尾自治会	西彼杵郡長与町高田郷139番地3 402号

土地区画整理審議会委員の無投票（公告）

令和8年11月1日に実施予定の長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わない。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

1 物品名及び数量

- 8入札第46号 高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年10月2日
- 6 落札者
長崎市大黒町9番22号 大久保大黒町ビル新館6F
新川電機株式会社 九州支社 長崎オフィス
支社長 上田 武
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
39,490,000円
- 8 入札公告日
令和8年8月21日
- 9 落札方式
最低価格

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

- 1 物品名及び数量
8入札第88号 センターサーバ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年10月9日
- 6 落札者
長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社
代表取締役 松尾隆宏
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
41,224,700円
- 8 入札公告日
令和8年8月28日
- 9 落札方式
最低価格

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年10月23日

長崎県知事 平田 研

- 1 物品名及び数量
 - ① 8入札第85号 生徒用端末（長崎・西海・下五島地区） 397台
 - ② 8入札第86号 生徒用端末（県北・上五島・壱岐・対馬地区） 483台
 - ③ 8入札第87号 生徒用端末（県央・島原地区） 471台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話 095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年10月9日
- 6 落札者
 - ① 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社
代表取締役 松尾 隆宏
 - ② 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社
代表取締役 松尾 隆宏
 - ③ 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社
代表取締役 松尾 隆宏
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ① 37,992,900円
 - ② 46,223,100円
 - ③ 45,074,700円
- 8 入札公告日
令和8年8月28日
- 9 落札方式
最低価格

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第3号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、令和8年10月14日付をもって次のとおり登録した。

令和8年10月23日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

施 設 名	所 在 地	設 置 者
平戸市生月町博物館・島の館	平戸市生月町南免4289番地1	平戸市

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第39号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和8年10月23日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を取得している者
- (2) 技能検定員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び技能検定員資格者証（大型）を取得している者
- (3) 技能検定員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（中型）を取得している者
- (4) 技能検定員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（普通）を取得している者
- (5) 教習指導員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び教習指導員資格者証（大型）を取得している者
- (6) 教習指導員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（中型）を取得している者
- (7) 教習指導員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（普通）を取得している者

3 審査の実施日時

令和8年11月24日（火）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和8年10月23日（金）から同年11月6日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。	平日午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

(2) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- (ア) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード
- (イ) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免

許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（大型）

- (ウ) 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（中型）
- (エ) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（普通）
- (オ) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（大型）
- (カ) 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（中型）
- (キ) 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(3) 申請方法

ア 審査を受けようとする者は、(1)により来所し、又はe-Gov電子申請により必要事項を登録して申請を行うこと。

イ e-Gov電子申請は、申請期間の最終日までに到達したものを受け付ける。

(4) 審査手数料及び納付方法

ア 審査手数料

(ア) 技能検定員

- a 大型免許・中型免許・準中型免許 23,750円
- b 普通免許 19,800円
- c 第二種免許 22,200円
- d その他の免許 14,450円

(イ) 教習指導員

- a 大型免許・中型免許・準中型免許 15,100円
- b 普通免許 12,000円
- c 第二種免許 12,850円
- d その他の免許 9,950円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

イ 納付方法

審査の申請時から審査当日までに納付すること。ただし、e-Gov電子申請により審査の申請を行った場合は、別に指示される期日及び場所において納付すること。

なお、納付した審査手数料は、審査を受けなかった場合においても返還しない。

6 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

7 問合せ先

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
	第	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

技 能 検定員	一 種	2 技能検定に関する知識 (1) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指導員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第64号

令和8年2月8日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、候補者平田研の出納責任者から訂正の報告があったので、公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨（令和8年9月4日長崎県選挙管理委員会告示第61号）の一部を次のとおり公表する。

令和8年10月23日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年2月8日執行 長崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

31,643,900円

「

候補者氏名	平田 研	所属党派	無所属	期 間	令和8年3月25日から 令和8年3月27日まで	第3回分
出納責任者氏名	岩 本 公 明					
収 入				円		
主たる寄附				支 出		
(氏名・団体名)				人 件 費		
(職業)				家 屋 費		
長崎地域政策推進会議				選挙事務所費		
893,610				3,261		
その他の寄附				集会会場費等		
4,851				0		
その他の収入				通 信 費		
0				6,599		
				交 通 費		
				0		
				印 刷 費		
				0		
				広 告 費		
				1,076,900		
				文 具 費		
				0		
				食 糧 費		
				0		
				休 泊 費		
				0		
				雑 費		
				0		
今 回 計				898,461		
今 回 計				1,086,760		
前 回 計				13,658,481		
総 計				14,745,241		
項 目				金 額		
支出のうち公				0円		
費負担相当額				0円		
計				0円		
報告書受理年月日				令和8年3月31日		
				第 3 回 報 告 分		

発行者 長崎県 長崎市尾上町三番一号
電話代表(八二四)二二二一四一
直通(八九五)

」

を、
「

候補者氏名	平田 研	所属党派	無所属	期 間	令和8年3月25日から 令和8年3月27日まで	第3回分
出納責任者氏名	岩 本 公 明					
収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		
(氏名・団体名)				(職業)		
長崎地域政策推進会議				(寄附額)		
その他の寄附				家 屋 費		
その他の収入				選挙事務所費		
				集会会場費等		
				通 信 費		
				交 通 費		
				印 刷 費		
				広 告 費		
				文 具 費		
				食 糧 費		
				休 泊 費		
				雑 費		
今 回 計				今 回 計		
前 回 計				前 回 計		
総 計				総 計		
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日			令和8年3月31日			第 3 回 報 告 分

印刷所 長崎県 長崎市戸町四丁目四番一号
株式会社クイックプリント 寺田宏
弥ト

」

に改める。